

(仮称) 神戸市西部学校給食センター整備・運営事業

実施方針

令和4年4月

神戸市

目 次

1. 特定事業の選定に関する事項	1
1.1. 事業内容に関する事項	1
1.1.1. 事業名	1
1.1.2. 事業に供される公共施設の種類	1
1.1.3. 公共施設等の管理者の名称	1
1.1.4. 事業の目的	1
1.1.5. 用語の定義	1
1.1.6. 基本理念	2
1.1.7. 事業の内容	3
1.1.8. 事業の実施スケジュール（予定）	5
1.1.9. 法令等の遵守	5
1.1.10. 個人情報保護	5
1.2. 特定事業の選定及び公表に関する事項	5
1.2.1. 特定事業選定の基本的考え方	5
1.2.2. 効果等の評価	6
1.2.3. 選定結果の公表	6
2. 事業者の募集及び選定に関する事項	7
2.1. 事業者の募集及び選定方法	7
2.2. 事業者の募集及び選定の手順	7
2.2.1. 事業者の募集・選定スケジュール	7
2.2.2. 募集及び選定の手続き等	8
2.2.3. 実施方針等に関する質問及び意見に対する回答	9
2.2.4. 個別対話	9
2.2.5. 入札公告及び入札説明書等の公表	10
2.2.6. 入札説明書等に関する説明会及び現地見学会	10
2.2.7. 入札説明書等に関する質問受付	11
2.2.8. 入札説明書等に関する質問に対する回答の公表	11
2.2.9. 入札参加資格審査書類の受付、入札参加資格審査結果の通知	11
2.2.10. 入札及び提案書の受付	11
2.2.11. 落札者の決定及び公表	11
2.2.12. 落札者との基本協定の締結	11
2.2.13. 特別目的会社との事業契約の仮契約締結、市議会の承認による事業契約の成立	11
2.3. 入札参加者が備えるべき参加資格要件	11
2.3.1. 入札参加者の構成等	11
2.3.2. 入札参加者の資格要件	12
2.3.3. 構成員の制限	14

2.3.4. 地域経済への配慮	15
2.3.5. 入札参加資格の確認	15
2.4. 審査及び選定に関する事項	15
2.4.1. 審査及び選定に関する基本的考え方	15
2.4.2. 審査の方法	16
3. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	17
3.1. 責任分担に関する基本的な考え方	17
3.2. 予想されるリスクと責任分担	17
3.3. 事業の実施状況の監視	17
4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	21
4.1. 立地条件等	21
4.2. 施設要件	21
4.2.1. 基本的考え方	21
4.2.2. 献立方式	21
4.2.3. 施設規模	21
4.2.4. 施設機能	22
5. 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項 ..	22
6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	22
6.1. 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	22
6.2. 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	23
6.3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	23
6.4. 金融機関と市の協議（直接協定）	23
6.5. その他	23
7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	23
7.1. 法制上及び税制上の措置に関する事項	23
7.2. 財政上及び金融上の支援に関する事項	23
7.2.1. 交付金及び地方債等	23
7.2.2. その他の財政上又は金融上の支援	23
8. その他特定事業の実施に関し必要な事項	24
8.1. 議会の議決	24
8.2. 情報公開及び情報提供	24
8.3. 本事業において使用する言語等	24
8.4. 入札参加に伴う費用負担	24
8.5. 実施方針に関する問合せ先	24

1. 特定事業の選定に関する事項

1.1. 事業内容に関する事項

1.1.1. 事業名

(仮称) 神戸市西部学校給食センター整備・運営事業 (以下「本事業」という。)

1.1.2. 事業に供される公共施設の種類

学校給食センター

1.1.3. 公共施設等の管理者の名称

神戸市長 久元 喜造

1.1.4. 事業の目的

神戸市 (以下「市」という。) では、生徒や保護者のニーズを踏まえ、全員喫食制の温かい中学校給食への移行に向けて、令和3年9月14日に策定した「中学校給食の全員喫食制への移行に向けた基本方針」に基づき、2ヶ所の学校給食センターを整備することとし、令和4年1月12日に「神戸市学校給食センター整備計画」を策定した。

本事業は、「神戸市学校給食センター整備計画」において整備することとした2ヶ所の学校給食センターのうち、(仮称) 神戸市西部学校給食センター (以下「西部給食センター」という。) の整備・運営を行い、安全安心で魅力ある学校給食を実現することを目的とする。

また、民間事業者の有するノウハウを活用し、より効率的で良質な給食サービスの提供を実現するため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(以下、「PFI 法」という。) に基づく事業手法の導入を図る。

1.1.5. 用語の定義

実施方針において、使用する用語は、以下の定義とする。

ア 本件施設

新たに整備する西部給食センターの建物本体、建築設備、調理設備、付帯施設、植栽・外構等を含むすべての施設をいう。

イ 調理設備

調理釜、冷蔵庫等動力を用い、設備配管等の接続により建物に固定して調理業務に使用する機械設備及び平面図等で提示可能な調理に必要な什器 (作業台、移動台、戸棚、コンテナ等) をいう。

ウ 調理備品

ボウル、温度計、計量カップ、はかり、まな板等、調理業務に必要な備品をいう。

エ 事務備品

机・椅子、電話、棚等、調理以外の目的で使用する建物に固定しない備品をいう。

オ 什器備品

調理備品と事務備品を総称したものをいう。

カ 食器・食缶等

食器、食器かご、食缶、おたま等、生徒・教職員が使用する備品をいう。

キ 配送校

本事業において給食配送対象となる学校をいう。

ク 保守

初期の性能及び機能を維持する目的で、周期的又は継続的に行う注油、小部品・消耗品の取替等の軽微な作業をいう。

ケ 修繕

劣化した部位・部材又は機器の性能・機能を原状（初期の水準）又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。ただし、保守の範囲に含まれる定期的な小部品・消耗品の取替等は除く。

コ 更新

劣化した部位・部材や機器などを新しい物に取り替えることをいう。

サ 補充

破損や損傷した備品等を新しい物に取り替え、当初と同じ数量に維持することをいう。

1.1.6. 基本理念

本事業は、PFI 法に基づき、本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）が本件施設を整備し、維持管理・運営期間内において本件施設等の維持管理及び運営を行う。

事業は以下の点を十分に踏まえ、実施するものとする。

ア 徹底した安全管理・衛生管理による調理

文部科学省の「学校給食衛生管理基準」や、厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル」及び HACCP（ハサップ）の概念に基づき、安全管理や衛生管理を徹底し、主食・副食を調理する。

また、アレルギー対応食について、専用調理室を設置し、他の調理作業と区分して安全に調理する。

イ 適切な温度管理による配送

周辺環境への影響や安全面に十分に配慮した配送計画を作成したうえで、「大量調理施設衛生管理マニュアル」の温度管理基準に基づき、保温・保冷機能に優れた食缶を活用し、給食を安全に配送する。

ウ 食育の推進

見学通路などを設け、子どもたちに食べることの大切さや、食を通して地域や環境について学ぶ機会を提供する。

エ 災害への備え

大規模災害時には、避難者などに対して食料を提供できるよう炊き出し設備を備えるなど、地域の防災拠点としての役割を担う。

オ 環境負荷の低減

省エネルギー設備の導入を図り、環境に配慮した施設の整備に努めるとともに、周辺の住環境にも十分配慮し、臭気・騒音・振動対策などを徹底することで、環境負荷の低減を図る。

1.1.7. 事業の内容

(1) 事業方式

PFI 法に基づき、市が所有する土地に事業者自らが本件施設を設計及び建設し、完工後は市に本件施設等の所有権を移転し、事業者が所有権移転後の事業期間中に係る本件施設等の維持管理業務及び運営等業務を実施する BTO (Build-Transfer-Operate) 方式とする。

(2) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和 21 年 7 月末日までとする。

(3) 業務範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

ア 設計・建設業務

- (ア) 事前調査業務
- (イ) 設計業務
- (ウ) 建設業務
- (エ) 工事監理業務
- (オ) 調理設備調達業務
- (カ) 調理備品調達業務
- (キ) 食器・食缶等調達業務
- (ク) 事務備品調達業務
- (ケ) 近隣対応・周辺対策業務
- (コ) 各種許認可申請等の手続業務
- (サ) 中間・竣工検査及び引き渡し業務
- (シ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

イ 開業準備業務

- (ア) 各種設備・備品等の試運転
- (イ) 什器備品台帳・調理設備台帳の作成
- (ウ) 各種マニュアルの作成
- (エ) 開業準備期間中の施設の維持管理
- (オ) 本件施設及び運営備品の取扱いに対する習熟
- (カ) 従業員等の研修
- (キ) 調理リハーサル
- (ク) 配送リハーサル
- (ケ) 給食提供訓練業務
- (コ) 試食会の開催支援
- (サ) 事業説明資料の作成
- (シ) 映像紹介資料の作成
- (ス) その他これらを実施する上で必要な関連業務

ウ 維持管理業務

- (ア) 建築物保守管理業務

-
- (イ) 建築設備保守管理業務
 - (ウ) 外構等保守管理業務
 - (エ) 調理設備保守管理業務
 - (オ) 事務備品保守管理業務
 - (カ) 清掃業務
 - (キ) 警備業務
 - (ク) 長期修繕計画作成業務
 - (ケ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

エ 運營業務

- (ア) 食品検収・保管業務
- (イ) 調理業務
- (ウ) 配送・回収業務
- (エ) 洗浄・消毒等業務
- (オ) 配膳業務
- (カ) 廃棄物処理業務
- (キ) 運営備品保守管理業務（調理備品の修繕・補充・更新業務、食器・食缶等の修繕・補充・更新業務を含む。）
- (ク) 配送車維持管理業務
- (ケ) 衛生管理業務（従事者の健康管理を含む。）
- (コ) 食育推進促進業務
- (サ) 広報支援業務（見学者対応支援を含む。）
- (シ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

なお、運營業務のうち、市が実施するものは、以下のとおりである。

- (ア) 食品調達業務
- (イ) 食品検収指示業務
- (ウ) 献立作成業務
- (エ) 栄養管理業務
- (オ) 調理指示業務
- (カ) 給食費徴収管理業務
- (キ) 食数調整業務
- (ク) 広報業務（見学者対応を含む。）
- (ケ) 大規模修繕業務（事業期間終了後）
- (コ) 食育業務

(4) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は以下のとおりであり、原則として、市が事業者からサービスを購入する形態の事業である。

ア 設計及び建設に係るもの

市は、設計及び建設に係る交付金及び地方債が適用可能な範囲については、事業者に対し

て維持管理・運営期間開始時に建設一時金として支払う。また、市は、維持管理・運営期間中、事業者に対して、事業者が実施する設計及び建設に係る対価に相当する金額から上記の建設一時金を控除した額を、サービス対価として割賦方式により支払う。

イ 開業準備に係るもの

市は、事業者が実施する開業準備に係るサービス対価について、維持管理・運営期間開始時に事業者へ一括で支払う。

ウ 維持管理及び運営に係るもの

市は、事業者が実施する維持管理・運営に係るサービス対価について、維持管理・運営期間にわたって事業者に支払う。

1.1.8. 事業の実施スケジュール（予定）

ア 事業契約締結	令和4年12月
イ 設計・建設期間	令和4年12月～令和6年10月（23ヶ月間）
ウ 本件施設の所有権移転	令和6年10月
エ 開業準備期間	令和6年11月～令和6年12月（2ヶ月間）
オ 維持管理・運営期間	令和7年1月～令和21年7月（14年7ヶ月間）

1.1.9. 法令等の遵守

事業者は、本事業の実施にあたり、関連する最新の法令等を参照し、遵守する。

1.1.10. 個人情報保護

事業者は、本事業の実施にあたり、個人情報保護の重要性を認識し、業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱う。

1.2. 特定事業の選定及び公表に関する事項

1.2.1. 特定事業選定の基本的考え方

市は、PFI法、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」及び「VFM（Value For Money）に関するガイドライン」などを踏まえ、市自らが本事業を実施する場合と比較して、事業者が実施することにより効率的かつ効果的に事業が実施されることが見込まれる場合、本事業を特定事業として選定する。

選定基準は次のとおりである。

- ア 本事業に係る設計・建設、開業準備、維持管理、運営等が同一水準にある場合において、市の財政負担の縮減が期待できること。
- イ 市の財政負担が同一水準にある場合において、本事業に係る設計・建設、開業準備、維持管理、運営等の水準の向上が期待できること。

1.2.2. 効果等の評価

次の手順により客観的評価を行い、本事業を特定事業として選定するか判断を行う。

- ア PFI 事業として実施することの定性的評価
- イ 市の財政負担見込額による定量的評価
- ウ 事業者に移転するリスクの評価
- エ 上記による総合的評価

1.2.3. 選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合は、その判断の結果を評価の内容と合わせ、市ホームページで速やかに公表する。また、本事業を特定事業として選定を行わないとした場合においても同様に公表する。

2. 事業者の募集及び選定に関する事項

2.1. 事業者の募集及び選定方法

本事業では、設計・建設、開業準備、維持管理及び運営の各業務において、事業者による効率的・効果的なサービスの提供を求めることから、事業者の選定にあたっては、価格のみならず民間のノウハウ並びに創意工夫を総合的に評価することが必要である。したがって、事業者の選定方法は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に基づき、サービスの対価の額、設計・建設、開業準備、維持管理及び運営に関する能力、事業の継続性・安定性等を総合的に評価する「総合評価一般競争入札方式」により行うものとする。

なお、本事業は、WTO政府調達協定（平成24年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された平成6年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定）、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受けるものであり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）が適用される。

2.2. 事業者の募集及び選定の手順

2.2.1. 事業者の募集・選定スケジュール

事業者の募集・選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

	日程	内容
令和 4年	4月8日（金）	実施方針及び要求水準書（案）（以下「実施方針等」という。）の公表
	4月15日（金）	現地見学会
	4月22日（金）	実施方針等に関する質問及び意見の受付期限
	4月27日（水）	個別対話の受付期限
	5月10日（火）	実施方針等に関する質問及び意見に対する回答公表
	5月16日（月） ～5月20日（金）	個別対話の実施
	6月上旬	特定事業の選定の公表
	6月上旬	入札公告及び入札説明書等の公表
	6月上旬	入札説明書等に関する説明会及び現地見学会
	6月中旬	入札説明書等に関する質問受付期限
	7月上旬	入札説明書等に関する質問に対する回答期限
	7月中旬	入札参加資格審査書類の受付期限
	7月中旬	入札参加資格審査結果の通知
	9月中旬	入札及び提案書の受付期限
	10月中旬	提案書に関するヒアリング（プレゼンテーションを含む）
	10月中旬	落札者の決定及び公表
	10月下旬	落札者との基本協定締結
	11月中旬	特別目的会社との事業契約の仮契約締結
12月上旬	神戸市会の承認による事業契約の成立	

2.2.2. 募集及び選定の手続き等

(1) 現地見学会

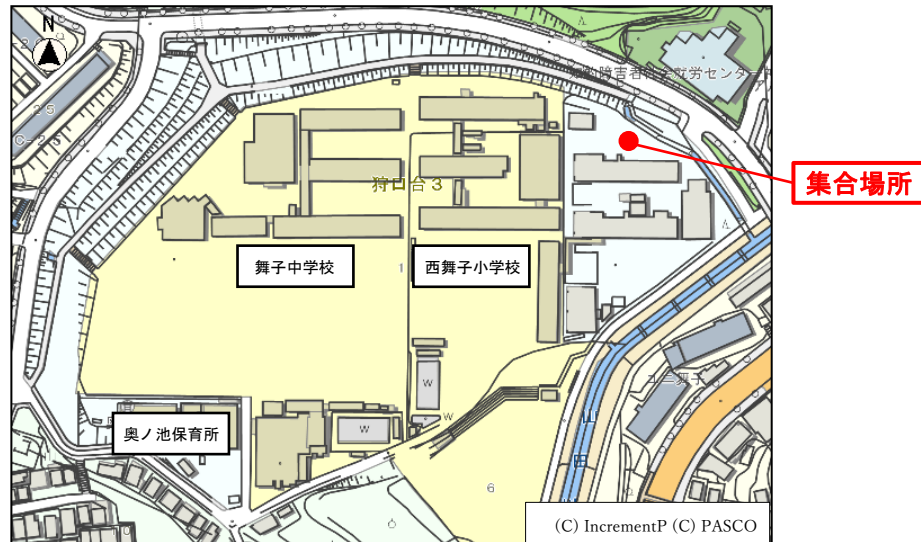
現地見学会を次のとおり開催する。

a) 開催日時

令和4年4月15日（金）13時30分から15時30分まで

b) 集合場所：

兵庫県神戸市垂水区狩口台3丁目1-3 旧青陽西養護学校正門前（現地集合）



c) 参加方法等

令和4年4月8日（金）から令和4年4月14日（木）13時00分までに、件名を「(企業名・現地見学会申込) 神戸市西部学校給食センター整備・運営事業」とし、現地見学会参加申込書（様式2）に記入の上、添付ファイルにて電子メールにより下記に提出すること。ただし、参加状況によっては、1社あたりの人数を制限することがある。また、見学会で実施方針等の配布は行わない。

電子メール：jhs-kyusyoku@office.city.kobe.lg.jp

d) 留意事項

- ア 会場を含む西舞子小中学校敷地内は全面禁煙とする。
- イ 会場を含む西舞子小中学校の駐車場は使用しないこと。
- ウ 見学中は、配付する名札を着用すること。
- エ 会場における写真撮影は可とするが、撮影した写真は本事業に係る事業者の募集及び選定手続き以外に使用しないこと。

(2) 実施方針等に関する質問及び意見の受付

実施方針等に関する質問及び意見を次のとおり受け付ける。

a) 受付期間

令和4年4月8日（金）から令和4年4月22日（金） 17時00分まで

b) 受付方法

件名を「(企業名・質問書) 神戸市西部学校給食センター整備・運営事業」とし、実施方針等に関する質問及び意見書(様式1)に記入の上、添付ファイルにて電子メールにより下記に提出すること。

電子メール: jhs-kyusyoku@office.city.kobe.lg.jp

2.2.3. 実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答は、質問者の特殊な技術やノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、令和4年5月10日(火)に、市ホームページで公表する。

なお、市は、提出のあった質問及び意見のうち必要と判断した場合には、質問及び意見の提出者に直接ヒアリングを行うことがある。

2.2.4. 個別対話

個別対話を次の通り実施する。

事業をより良いものとするため、実施方針等についての意見を聴取し、サービスの質を高めるに資すると判断される意見等を入札説明書等の公表資料に反映することを目的として、実施するものである。対話の参加方法等については以下の通りである。

(1) 実施日時

令和4年5月16日(月)から令和4年5月20日(金)まで
時間は参加申し込みの状況に応じて決定する。

(2) 開催場所(予定)

神戸市教育委員会事務局(神戸市中央区東川崎町1丁目3-3 神戸ハーバーランドセンタービル ハーバーセンター4階)

(3) 参加資格

個別対話の参加資格は、次の事項を満たす者とする。

- ア 本事業の入札に参加しようとするグループ(グループが定まっていない場合は単独企業でもよい。)
- イ 個別対話の実施日に「2.3. 入札参加者が備えるべき参加資格要件」の要件を満たす、または満たす見込みである者

(4) 参加方法等

令和4年4月8日(金)から令和4年4月27日(水)17時00分までに、件名を「(企業名・個別対話申込) 神戸市西部学校給食センター整備・運営事業」とし、個別対話申込書(様式3-1及び様式3-2)に記入の上、添付ファイルにて電子メールにより下記に提出すること。

電子メール: jhs-kyusyoku@office.city.kobe.lg.jp

(5) 実施日時等の確定

個別対話の実施時間は、原則として、先着順とする。なお、個別対話の実施日時等については、参加申込のあった者に別途連絡する。

(6) 個別対話の位置づけ等

個別対話は、あくまで市と参加者の意思疎通を図る場であり、参加者にとっては提案内容そのものに関わる話題がある可能性があることを踏まえ、参加者ごとに個別に行うものとし、公開しないものとする。

(7) 留意事項等

a) 留意事項

- ア 発言内容は、参加者・市の双方を拘束しないものとする。また、参加者・市の双方とも確約書・確認書等の書面のやり取りはしない。
- イ 個別対話のなかで、公平性の観点から全ての参加者に知らせるべき事項があった場合には、市で判断し、対話した参加者に確認の上、その内容を市ホームページ等で明らかにする場合がある。
- ウ 個別対話におけるやり取りをメモすることは認めるが、ICレコーダー等を用いて録音することは禁止する。
- エ 個別対話の実施に際しては、参加者から市への各種資料の提示は可とするが、受領はしない。
- オ 参加人数は、1グループにつき10名までとする。

b) 個別対話の所要時間等

個別対話の時間は30分程度とする。30分間を必要としなかった場合は、30分間経過以前でも終了可能とする。

c) 個別対話の進め方

- ア 参加者が主体となって対話を進めること。なお、事前に提出された質疑等の資料と同じ順序で進めなくてもよい。
- イ 市から、本事業について説明を行う必要がある場合は、全ての事業者に対して同じ内容の説明を行う。
- ウ 自己紹介は不要とし、名刺交換はしない。

2.2.5. 入札公告及び入札説明書等の公表

特定事業の選定を踏まえ、入札公告を行い、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）及び事業契約書（案）等を市ホームページで公表する。

2.2.6. 入札説明書等に関する説明会及び現地見学会

入札説明書等に関する説明会及び現地見学会を開催する。説明会及び現地見学会の内容等は「入札説明書」に示す。

2.2.7. 入札説明書等に関する質問受付

入札説明書等に関する質問を受け付ける。質問の方法等は「入札説明書」に示す。

2.2.8. 入札説明書等に関する質問に対する回答の公表

入札説明書等に関する質問に対する回答を公表する。回答の方法等は「入札説明書」に示す。

2.2.9. 入札参加資格審査書類の受付、入札参加資格審査結果の通知

本事業に関する入札参加資格審査書類を受け付ける。資格審査の結果は、入札参加者に通知する。

2.2.10. 入札及び提案書の受付

入札参加資格審査通過者に対し、入札書及び提案書の提出を求める。

入札書及び提案書の提出方法、時期及び提案に必要な書類の詳細等については、「入札説明書」で提示する。

2.2.11. 落札者の決定及び公表

提出された入札書及び提案書について総合的に評価を行い、神戸市学校給食センター整備・運営 PFI 事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の審査を経て、市が落札者を決定する。審査の結果は入札参加者に通知するとともに、市ホームページ等で公表する。

2.2.12. 落札者との基本協定の締結

市は、落札者決定後、落札者と本事業に関する基本的事項を定めた基本協定を締結する。

2.2.13. 特別目的会社との事業契約の仮契約締結、市議会の承認による事業契約の成立

市は、落札者との間で締結した基本協定に基づき、落札者が本事業を実施するために設立した特別目的会社（以下「SPC」という。）と事業契約の仮契約を締結した後、PFI 法第 12 条に規定された事業契約の締結に関する神戸市議会の議決を経て、事業者と事業契約を締結する。

2.3. 入札参加者が備えるべき参加資格要件

2.3.1. 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次のとおりとする。

ア 入札参加者は、本事業の設計・建設業務のうち設計を担当する企業（以下「設計企業」という。）、建設を担当する企業（以下「建設企業」という。）、工事監理を担当する企業（以下「工事監理企業」という。）、調理設備調達を担当する企業（以下「調理設備企業」という。）、本事業の維持管理業務を担当する企業（以下「維持管理企業」という。）及び本事業の運営業務を担当する企業（以下「運営企業」という。）を含む複数の企業のグループにより構成されるものとし、グループの代表企業を定める。設計企業、建設企業、工事監理企業、調理設備企業、維持管理企業及び運営企業は、一企業とすることも複数の企業の共同とすることも可能とする。

なお、設計企業、建設企業、工事監理企業、調理設備企業、維持管理企業及び運営企業

は、少なくとも以下の業務を実施するものとする。

- (ア) 設計企業：設計・建設業務のうち設計業務
- (イ) 建設企業：設計・建設業務のうち建設業務
- (ウ) 工事監理企業：設計・建設業務のうち工事監理業務
- (エ) 調理設備企業：設計・建設業務のうち調理設備調達業務
- (オ) 維持管理企業：維持管理業務のうち建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務
- (カ) 運営企業：運営業務のうち調理業務、洗浄・消毒等業務、衛生管理業務

また、上記以外の業務や資金調達・事業マネジメント等本事業を実施する上で必要となる業務を担当する企業等（以下「その他企業」という。）を含めることができる。

- イ 同一の企業が複数の業務を実施することができるが、建設企業と工事監理企業を同一の者又は相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできない。（「資本面で関係のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。以下に同じ。）

- ウ 入札参加者の構成員は以下の定義により分類される。

代表企業：SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC に出資する企業のうち、構成員を代表し入札手続きを行う企業

構成企業：SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC に出資する企業

協力企業：SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC には出資しない企業

- エ 一入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員になることはできない。ただし、市が事業者との事業契約を締結後、選定されなかった入札参加者の構成員が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。

- オ 落札者は、市との仮契約の締結までに、神戸市内に SPC を設立し、代表企業は出資者中最大の議決権をもつものとする。SPC は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）の定める株式会社とする。

- カ 代表企業及び構成企業以外の者が SPC の出資者となることは可能であるが、全事業期間において、当該出資者による議決権保有割合は全体の 50%未満とする。また、SPC の株式については、事業契約が終了するまで、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

- キ 入札参加者の構成員は、SPC から受託した又は請け負った業務の一部について、第三者に委託又は下請負人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負にかかる契約を締結する前に市に通知し、承諾を得るものとする。

2.3.2. 入札参加者の資格要件

- ア 入札参加者の構成員は、次の入札参加資格要件のうち、分担する業務範囲に応じた要件のいずれにも該当しなければならない。

- イ 設計企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して設計業務を実施する場合、すべての企業が（ア）及び（イ）の要件を満たし、かつ少なくとも 1 者はすべての要件を満たしていること。

- (ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の

-
- 登録を受けていること。
- (イ) 令和 4・5 年度神戸市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (ウ) 平成 24 年 4 月以降に国又は地方公共団体が発注した新築、かつ延床面積 4,000 m²以上の公共施設（竣工した施設に限る）の実施設計を元請として完了した実績を有していること。
- (エ) 平成 24 年 4 月以降に竣工したドライシステムの学校給食センター（学校給食法に定める義務教育諸学校の共同調理場をいう。以下同じ。）の実施設計を元請として完了した実績を有していること。
- ウ 建設企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して建設業務を実施する場合、すべての企業が（ア）から（ウ）までの要件を満たし、かつ少なくとも 1 者は全ての要件を満たしていること。
- (ア) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。
- (イ) 令和 4・5 年度神戸市競争入札参加資格者名簿の「建築一般」に登録されていること。
- (ウ) 建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査（有効期間内にある直近のもの。）の結果において建築工事一式の総合評定値が 900 点以上であること。
- (エ) 建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査（有効期間内にある直近のもの。）の結果において建築工事一式の総合評定値が 1,130 点以上であること。
- (オ) 平成 24 年 4 月以降に国又は地方公共団体が発注した新築、かつ延床面積 4,000 m²以上の公共施設の施工を元請として完了した実績を有していること。なお、共同企業体で施工した場合、共同企業体の構成員数が 3 社以上で 20%以上出資した者、2 社で 30%以上出資した者については実績とみなす。
- エ 工事監理企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して工事監理業務を実施する場合、すべての企業が（ア）及び（イ）の要件を満たし、かつ少なくとも 1 者はすべての要件を満たしていること。
- (ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (イ) 令和 4・5 年度神戸市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (ウ) 平成 24 年 4 月以降に国又は地方公共団体が発注した新築、かつ延床面積 4,000 m²以上の公共施設（竣工した施設に限る）の工事監理を元請として完了した実績を有していること。
- (エ) 平成 24 年 4 月以降に竣工したドライシステムの学校給食センターの工事監理を元請として完了した実績を有していること。
- オ 調理設備企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して調理設備調達業務を実施する場合、すべての企業が（ア）の要件を満たし、かつ少なくとも 1 者はすべての要件を満たしていること。
- (ア) 令和 4・5 年度神戸市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (イ) 平成 24 年 4 月以降にドライシステムの学校給食センターの調理設備調達を元請として完了した実績を有していること。
- カ 維持管理企業は、次の要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して維持管理業
-

務を実施する場合、すべての企業が（ア）の要件を満たし、かつ少なくとも1者はすべての要件を満たしていること。

（ア） 令和4・5年度神戸市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

（イ） 平成24年4月以降に、国又は地方公共団体が発注した公共施設の維持管理業務（元請に限る）の実績を有していること。

キ 運営企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して運営業務を実施する場合、すべての企業が（ア）の要件を満たし、かつ少なくとも1者はすべての要件を満たしていること。

（ア） 令和4・5年度神戸市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

（イ） 平成24年4月以降にドライシステムの学校給食センターの調理業務（元請に限る）又は大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年厚生省生活衛生局長通知第85号）に基づき、同一メニューを1回1,500食以上若しくは1日3,000食以上を提供する調理施設における調理業務（元請に限る）の実績を有していること。

ク その他企業は、次の要件を満たしていること。

（ア） 令和4・5年度神戸市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

2.3.3. 構成員の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成員となることはできない。

ア 法人でない者

イ 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）の規定に該当する者

ウ 入札参加資格審査書類の締切日において国・兵庫県・市の指名停止措置を受けている者

エ 入札参加資格審査書類の受付締切日から5年以内に食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づく営業停止等の行政処分を受けている者

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立をしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立をしている者（ただし、手続き開始の決定を受けた者で、所定の手続きに基づく再認定等を受けている場合を除く。）

カ 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき破産手続き開始の申立がなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は提案書提出日前6か月以内に手形、小切手を不渡りしている者

キ 法人税、消費税、法人事業税、法人市民税を滞納している者

ク 次の（ア）から（カ）までのいずれの場合にも該当する者（（ウ）～（キ）については役員又は使用している相当の責任の地位にある者が該当する場合も含む）

（ア） 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が、役員として又は実質的に、経営に関与していること。

（イ） 暴力団員を、相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として選任していること。

（ウ） 自己、自己が経営する法人その他の団体、自己が所属する法人その他の団体又は第三者の利益を図るため、又は第三者に損害を与えるために、暴力団（法第2条第2号に規定

-
- する暴力団をいう。以下同じ。)の威力を利用していること。
- (エ) 暴力団又は暴力団員(以下「暴力団等」という。)に金銭的な援助を行い、その他経済的な便宜を図っている。
- (オ) 暴力団等に関する事業者であることを知りながら、当該事業者に下請負又は再委託を行い、その他当該事業者を利用していること。
- (カ) (ア)～(オ)に掲げるもののほか、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- ケ 本事業に係るコンサルタント業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関係がある者
- ※本事業のコンサルタント業務に関与した者は、次に掲げるとおりである。
- ・株式会社アトラスワークス 東京都中央区日本橋2丁目1-7 丹生ビル2階
 - ・株式会社新日本コンサルタント 富山県富山市奥田新町1番23号
 - ・内藤滋法律事務所 東京都中央区築地2丁目3番4号築地第一長岡ビル1002号
- コ 市が本事業のために設置する選定委員会の委員又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関係がある者。なお、入札公告日以降に、本事業について委員と接触を試みた者については、入札参加資格を失うものとする。

2.3.4. 地域経済への配慮

本事業の実施に当たっては、市内企業の積極的な活用や地元雇用の創出に努めるとともに、事業期間中における必要な物資・飲食物・消耗品等を市内から調達するなど、地域経済の振興に配慮すること。

2.3.5. 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認は、入札参加資格審査書類の受付締切日とする。ただし、入札参加資格確認後、事業契約締結の日までの間に、入札参加者の構成員が上記入札参加者の備えるべき入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、次のとおりとする。

- ア 構成員のうち、代表企業が入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。
- イ 構成員のうち、代表企業以外の者が入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、市と協議のうえ、市が当該構成員の除外又は変更を認めた場合に限り、引き続き有効とする。

2.4. 審査及び選定に関する事項

2.4.1. 審査及び選定に関する基本的考え方

市は、入札参加者が提出した提案書の評価を行うため、学識経験を有する者で構成する選定委員会を設置する。選定委員会では、総合的に提案書等の審査を行い、市は、選定委員会の審査により選定された最優秀提案をもとに、落札者を決定する。また、審査にあたり、応募者からのヒアリングを実施する予定である。

2.4.2. 審査の方法

(1) 入札参加資格審査

入札参加資格審査申請書類について、参加資格要件の具備を確認し、入札参加資格審査結果を入札参加資格審査申請書類提出者に通知する。

(2) 提案書審査

「落札者決定基準」に従って、選定委員会において提案書等の審査を行うとともに、入札価格を加味した総合評価を行い、その結果を市長に報告する。市長は、選定委員会の報告を踏まえ、落札者を決定する。

なお、総合評価は、入札参加者の提出した提案内容について、評価項目ごとに得点化して行う。

(3) 審査事項

審査事項は、「落札者決定基準」に示す。

(4) 審査結果

審査結果は公表する。

(5) 入札書類等の取り扱い

a) 著作権

入札参加者から提出された提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。

ただし、市は、本事業の公表及びその他市が必要と認める場合、落札者として選定された応募者の提案書の一部又は全部を無償で使用でき、また、落札者決定結果の公表に必要な範囲でその他の入札参加者の提案書の一部を無償で使用できるものとする。なお、提出を受けた書類は一切返却しない。

b) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、入札参加者が負うものとする。

これによって市が損失又は損害を被った場合には、当該入札参加者は市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

3. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

3.1. 責任分担に関する基本的な考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、質の高いサービスを長期の契約期間において確実に提供することを目指すものである。したがって、施設の設計・建設及び維持管理・運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

3.2. 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び市と事業者の責任分担は、原則として表 リスク分担（案）に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約書（案）に示すものとする。

3.3. 事業の実施状況の監視

市は、事業者が実施する施設の設計・建設及び維持管理・運営について、定期的にモニタリングを行う。なお、具体的なモニタリング方法等については、事業契約書（案）に定める。

また、事業者の提供する施設の設計・建設及び維持管理・運営に係るサービスが十分に達せられない場合、市は事業者に対して是正勧告を行い、修復策の提出・実施を求めるとともに、必要に応じて、サービスに対する支払いの減額等を行うことができることとする。減額等の方法については、事業契約書（案）に示す。

表 リスク分担表（案）

段階	リスクの種類	整理 No	概要	負担者	
				市	事業者
共通	入札手続	1	入札説明書の誤り、入札手続の誤り	○	
	法令変更	2	本事業に直接関係する法令の新設・変更等	○	
		3	その他広く事業者一般に影響を与える法令の新設・変更等		○
	税制変更	4	事業者の利益に課される税制度の新設・変更等		○
		5	上記以外の税制度の新設・変更等	○	
	許認可取得遅延	6	市の帰責事由による許認可の取得遅延	○	
		7	上記以外の事由による許認可の取得遅延		○
	住民対応	8	本事業を行うこと自体に関する反対運動・訴訟等	○	
		9	事業者が行う業務、提案内容に関する訴訟・苦情等		○
	環境問題	10	事業者が行う業務、提案内容に起因する環境問題（騒音、振動、臭気、電波障害、有害物質の排出など）		○
	第三者への賠償	11	市の帰責事由により第三者に損害を与えた場合	○	
		12	事業者の帰責事由により第三者に損害を与えた場合		○
	事業内容の変更	13	市の政策変更により、事業の内容が変更される場合	○	
	金利変動	14	基準金利確定日までの金利変動のうち、基準金利の変動（※1）	○	○
		15	基準金利確定日までの金利変動のうち、事業者提案のスプレッド分の変動		○
		16	基準金利確定日の翌日以降の金利変動		○
	物価変動	17	施設供用開始前のインフレ・デフレ（※2）	○	○
		18	施設供用開始後のインフレ・デフレ（※3）	○	○
	資金調達	19	本事業に必要な資金の確保に係る費用		○
	本事業の中止・延期	20	市の帰責事由により本事業を中止・延期した場合	○	
		21	事業者の帰責事由により本事業を中止・延期した場合		○
	構成員の能力不足等	22	事業者の構成員の能力不足等による事業悪化		○
	不可抗力	23	不可抗力による損害（※4）	○	○
契約前	入札費用	24	本事業への入札に係る費用		○
	契約の未締結・遅延	25	事業者の帰責事由による契約締結遅延等		○
		26	議会の議決が得られない	○	○
		27	上記以外の事由による契約締結遅延等	○	

表 リスク分担表（案）

段階	リスクの種類	整理 No	概要	負担者	
				市	事業者
設計	測量・調査	28	市が実施した測量、調査に関するもの	○	
		29	事業者が実施した測量、調査に関するもの		○
	計画・設計・仕様変更	30	市の帰責事由により変更する場合	○	
		31	事業者の帰責事由により変更する場合		○
	調査費・設計費等の増大	32	市の帰責事由により調査費や設計費等が増大した場合	○	
		33	事業者の帰責事由により調査費や設計費等が増大した場合		○
	設計の完了遅延	34	市の帰責事由により遅延した場合の損害	○	
		35	事業者の帰責事由により遅延した場合の損害		○
建設	用地の確保	36	本件施設建設予定地の確保に関するもの	○	
		37	本件施設建設予定地以外の、本件施設建設に要する用地の確保に関するもの		○
	用地の瑕疵	38	市が公表した資料から予測可能なもの		○
		39	上記以外の土地の瑕疵	○	
	地質・地盤	40	当初調査では予見不可能な地質・地盤状況により、工法、工期などに変更が生じた場合の追加費用	○	
		41	市の帰責事由によるもの	○	
	工事遅延	42	事業者の帰責事由によるもの		○
		43	市の帰責事由によるもの	○	
	工事費増大	44	事業者の帰責事由によるもの		○
		45	本件施設完成後、市の検査で要求性能に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合		○
施設損害	46	工事材料、建設機械器具、引渡し前の工事目的物について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害		○	
工事監理の不備	47	工事監理の不備により工事内容、工期などに不具合が発生した場合		○	
維持管理・運営	運営開始の遅延	48	市の帰責事由によるもの	○	
		49	事業者の帰責事由によるもの		○
	事業内容の変更	50	市の帰責事由による事業内容の変更（用途変更など）	○	
	支払遅延・不能	51	市の帰責事由によるサービス対価の支払の遅延・不能によるもの	○	
	要求水準未達	52	事業者の行う維持管理・運營業務の内容が事業契約書等に定める水準に達しない場合		○
	維持管理・運営費の増大	53	市の帰責事由によるもの	○	
		54	事業者の帰責事由によるもの		○
	施設等の損傷	55	市の帰責事由によるもの	○	
		56	経年劣化によるもの		○
		57	不可抗力を除く事故・災害による施設の損傷		○
施設等の契約適合	58	契約不適合責任期間内		○	
	59	契約不適合責任終了後	○		

表 リスク分担表（案）

段階	リスクの種類	整理 No	概要	負担者		
				市	事業者	
維持管理・運営	需要変動	60	給食形態の変更等、市の事由によるもの	○		
		61	生徒数、教職員数の変動によるもの（※5）	○	○	
		62	残渣の変動		○	
	食中毒・異物混入	63	検収時前における食品の異常	○		
		64	検収業務における食品の異常の見落とし等によるもの		○	
		65	検収後の保存方法に起因する食品の異常		○	
		66	調理過程における調理方法の不適による食品の異常		○	
		67	配送業務に起因する場合		○	
	食物アレルギー対応	68	食物アレルギーをもつ生徒の情報収集不備、食物アレルギー情報伝達のミス、校内での配食ミス、食品調達時の誤り	○		
		69	突発的な発症（事前の把握が困難な食物アレルギー物質による）	○		
		70	事業者の帰責事由によるもの		○	
	配送の遅延	71	交通混雑、悪天候による遅延のうち、通常想定できない要因によるもの	○		
		72	上記以外の交通混雑、悪天候によるもの		○	
		73	調理の遅延によるもの		○	
		74	事業者の交通事故による遅延		○	
		75	食品の納入遅延による遅延	○		
	運搬費増大	76	配送校の変更による運搬費の増大	○		
		77	交通事情の悪化による運搬費の増大		○	
	移管	性能確保	78	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○
		移管手続き	79	事業の終了手続きに係る諸費用に関するもの及び SPC の清算手続きに伴うもの		○

（※1） 基準金利が上がった場合は市負担、下がった場合は事業者負担とすることを予定している。

（※2） 建設業務では-1.5%以上+1.5%以下の物価変動は事業者が負担することを予定している。

（※3） 維持管理・運営業務では規定する指標に基づき、-1.5%以上+1.5%以下の物価変動は事業者が負担することを予定している。

（※4） サービス対価の-1%以上+1%以下の損害は事業者が負担することを予定している。

（※5） 提供対象者数（事業者が給食を提供すべき生徒数と教職員数を合算した数）が、4,500人／日以上又は9,000人／日以下とならない可能性がある場合は、サービス対価の見直し等を行う。

4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

4.1. 立地条件等

ア 所在地	兵庫県神戸市垂水区狩口台 3 丁目 1-3
イ 面積	約 6,400 m ²
ウ 都市計画	
(ア) 都市計画区域	市街化区域
(イ) 用途地域	第 1 種中高層住居専用地域
(ウ) 防火指定	指定なし
(エ) その他の地域区域	第 4 種高度地区、宅地造成工事規制区域
(オ) 建ぺい率・容積率	60%・200%
エ 埋蔵文化財包蔵地登録	なし
オ 既設建物	旧青陽西養護学校校舎等が立地するが、令和 5 年 8 月末までに解体予定

※ 上記は参考として示すものであり、事業者は、本事業の検討・実施等に当たって、自らの責任において関係機関等への確認を行うこと。

4.2. 施設要件

4.2.1. 基本的考え方

給食センターにおける施設・設備等については、衛生的かつ安全であることが最も重要である。機能の詳細については「要求水準書」で提示するが、「学校給食衛生管理基準」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」等に基づき、高い衛生水準を実現するとともに、ドライシステムによる汚染・非汚染作業区域の明確なゾーニング、HACCP の概念を取り入れた衛生管理、食物アレルギー対応食の提供に対応した施設・設備等を想定している。また、地産地消への取り組みや食育との関わりへの配慮、環境負荷に対する低減への配慮などの実現も目指している。

4.2.2. 献立方式

献立方式の詳細については「要求水準書」にて提示する。

4.2.3. 施設規模

1 日当たり最大 9,000 食が無理なく供給、業務処理等できる施設とする。

4.2.4. 施設機能

本件施設に必要な、施設内容は以下のものが想定される。なお、市として施設・設備構成、規模、設計等に要求する水準については「要求水準書」に示す。

区域区分		諸 室 等
一般エリア	市専用部分	市職員用事務室、書庫、倉庫、市職員用更衣室、小会議室、市職員用便所、市職員用玄関 等
	共用部分	見学者通路、研修室、小会議室、備蓄倉庫来客用便所、多目的便所、移動式回転釜保管庫、廊下等、施設出入口、機械室・電気室・ボイラー室 等
	事業者専用部分	事業者用事務室、事業者用玄関、書庫、倉庫、事業者用更衣室、食堂、事業者用便所、配送員用控え室 等
給食エリア	汚染作業区域	<p>■検収・下処理ゾーン</p> 食材搬入用プラットホーム、荷受室、検収室、泥落とし室、米庫、洗米室、卵処理室、食品庫・調味料庫、調味料計量室、物品倉庫、冷蔵庫・冷凍庫、各下処理室、汚染区域用器具洗浄室、可燃物庫・不燃物庫、油庫 等
	非汚染作業区域	<p>■洗浄ゾーン</p> 洗浄室、洗剤庫、食器具・食缶等回収用風除室、残渣処理室 等
	一般区域	<p>■調理ゾーン</p> 野菜上処理室、揚物・焼物室、煮炊き調理室、和え物コーナー、アレルギー対応調理室、炊飯室、非汚染区域用器具洗浄室、添物用仕分室 等
付帯施設	排水処理施設、受水槽（必要に応じて）、ゴミ置場、植栽、駐車場、駐輪場、敷地内通路、門扉及び扉、防火水槽 等	

5. 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書中に規定する具体的措置に従う。また、事業契約に関する紛争については、神戸地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに事業契約書（案）等の規定に従い、次の措置をとることとする。

6.1. 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ア 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、是正勧告を行い、一定期間内には是正策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に是正することができなかつたときは、市は、事業契約を解除することができる。
- イ 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解除することができる。
- ウ 前2号の規定により市が事業契約を解除した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しな

ければならない。

6.2. 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ア 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができるものとする。
- イ 前号の規定により事業者が事業契約を解除した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償するものとする。

6.3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他、市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。

一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、市及び事業者は、事業契約を解約することができるものとする。詳細については事業契約書（案）に提示する。

6.4. 金融機関と市の協議（直接協定）

市は、事業の継続を図るため、一定の重要事項について、事業者に資金提供を行う金融機関と協議を行い、直接協定を締結することができる。

6.5. その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書（案）に定める。

7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

7.1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、法改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、市と事業者で協議する。

現段階では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等を想定していない。

7.2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

7.2.1. 交付金及び地方債等

市は、本事業においての交付金及び地方債等を充当することを前提としているため、事業者は、交付金又は起債申請等に必要な書類等の作成及び支援を行う。

7.2.2. その他の財政上又は金融上の支援

事業者が本事業を実施するにあたり、交付金及び地方債以外の財政上又は金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、市はこれら支援を事業者が受けることができるよう協力する。

市は、事業者に対する補助、出資、保証等の支援は行わない。

8. その他特定事業の実施に関し必要な事項

8.1. 議会の議決

債務負担行為の設定に関しては、令和4年第1回定例会市会（2月議会）において議決されている。また、市は、事業契約の締結に関する議案を令和4年第2回定例会市会（11月議会）に提出する予定である。

8.2. 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、適宜、市ホームページ等により行う。

8.3. 本事業において使用する言語等

本事業において、使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。

8.4. 入札参加に伴う費用負担

入札参加に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

8.5. 実施方針に関する問合せ先

実施方針等に関する問合せ先は、次のとおりとする。

神戸市教育委員会事務局 健康教育課 給食施設整備担当 担当：加藤、曾我 〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目3-3 神戸ハーバーランドセンタービル ハーバーセンター4階 電話：078-984-0700 電子メール：jhs-kyusyoku@office.city.kobe.lg.jp
--